

平成27年度  
寒川町国民健康保険運営協議会（第4回）会議次第

日時：平成28年2月9日（火）

午後1時00分から

場所：議会第1会議室（3F）

1. 開会

2. 議題

（1）平成27年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算（案）について  
…資料1

（2）平成28年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について  
…資料2

（3）寒川町国民健康保険条例の一部改正について…資料3

（4）国民健康保険料の不納欠損の報告について…資料4

3. その他

4. 閉会

## 資料 1

## 平成27年度寒川町国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)

## 1. 補正の概要

- ・ 保険基盤安定制度にかかる保険料軽減額等の公費負担額が確定したことによる歳入予算の整理。
- ・ 一般職の職員の給与改定。
- ・ 国保財政調整基金積立金の利子を受入れ、同積立金に積み立てる。

## 2. 補正予算額

(歳入)

## 1 款：国民健康保険料 1 項：国民健康保険料 (千円)

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
(現年分)	872,750	△ 15,502	857,248	医療給付費分
1 一般被保険者国民健康保険料	347,514	△ 6,013	341,501	後期高齢者支援金分
	113,735	△ 57	113,678	介護納付金分
計		△ 21,572		

## 8 款：財産収入 1 項：財産運用収入

1 利子及び配当金	10	30	40	国保財政調整基金積立金利子
計		30		

## 9 款：繰入金 1 項：他会計繰入金

1 一般会計繰入金	163,439	12,443	175,882	保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)
	86,710	13,521	100,231	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)
	92,604	305	92,909	職員給与費等繰入金
	16,988	△ 4,392	12,596	財政安定化支援事業繰入金
計		21,877		

歳入補正合計

335

(歳出)

1 款：総務費 1 項：総務管理費

目	補正前の額	補正額	補正後の額	備 考
1 一般管理費	10,232	258	10,490	期末勤勉手当
	8,076	47	8,123	共済費
計		305		

9 款：基金積立金 1 項：基金積立金

1 保険給付基金積立金	284,045	30	284,075	国保財政調整基金積立金
計		30		

歳出補正合計	335
--------	-----

## 平成 28 年度国保事業特別会計（案）の概要

平成 28 年度予算（案）では、歳入歳出の総額は 6,539,452 千円で、前年度当初予算額と比較して 0.66%、43,644 千円の減となりました。

主な要因としては、一般の医療費は概ね前年度と同様であります。退職者の医療費が、退職者制度の廃止により減少したことによるものです。予算規模としては、退職者にかかわる減額はありますが、ほぼ前年並みの見込みとなっています。

### <歳入>

#### 1. 国民健康保険料

被保険者から徴収する保険料は、国民健康保険法第 76 条に基づき今年度における国民健康保険事業に要する費用から、国・県・町の公費で賄われる部分を除いたものです。

##### ○医療給付分

医療給付費分は、被保険者全員に賦課されます。医療分の基礎となる医療費は給付実績をもとに推計しています。

##### ○後期高齢者支援分

後期高齢者支援金分は、歳出の「後期高齢者支援金」を負担するため、被保険者全員に賦課されます。

##### ○介護分

介護納付金分は、歳出の「介護納付金額」を負担するため、40 歳から 64 歳の被保険者に賦課されます。

#### 2. 使用料及び手数料 保険料納付額の証明手数料です。

#### 3. 国庫支出金

##### ○療養給付費負担金

一般被保険者の医療費などの支出に対し、前期高齢者交付金分を控除して国が定率で 32% 負担するものです。

##### ○高額医療費共同事業負担金

歳出で計上している高額医療費拠出金の 4 分の 1 を国が負担するものです。

##### ○特定健康診・保健指導負担金

特定健康診査に対する負担金で、受診費用を国の基準単価で算出しその 3 分の 1

を国が負担するものです。

#### ○財政調整交付金

市町村間の財政の不均衡を解消するための普通調整交付金7%と、災害など特別の事情による特別調整交付金2%ですが、町（神奈川県）では調整され、全額は交付されていません。

#### 4. 療養給付費等交付金

退職被保険者の医療費などに充当される交付金です。この交付金は、退職被保険者分の医療費などの費用額から、退職被保険者分の保険料を差し引いた、残りの金額を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

平成20年度から前期高齢者医療制度が創設されたことで、経過措置中ですが、27年度から退職者資格の新規対象者はなくなりました。

#### 5. 前期高齢者交付金

65歳から74歳までの被保険者を前期高齢者とし、その割合に応じて交付される交付金です。

概略は、前々年度の医療費実績や被保険者数に、国が決めた伸び率を乗じ、当年度の概算分として交付され、2年後に精算されます。

#### 6. 県支出金

##### ○高額医療費共同事業負担金

国庫支出金と同様に、県も高額医療費共同事業拠出金の4分の1を負担します。

##### ○特定健診等負担金

国庫支出金と同様に、県も健診費用の3分の1を負担します。

##### ○都道府県財政調整交付金

県内の医療費や所得等の格差の調整や、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付されます。

#### 7. 共同事業交付金

国保連合会が事業主体となり、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の拠出金が財源で、高額医療費による財政運営の不安定を緩和するための交付金です。

#### 8. 財産収入 国保財政調整基金積立金の利子です。

#### 9. 繰入金

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入で、その他一般会計繰入金が法定外の繰入です。

○保険基盤安定繰入金

軽減分は、低所得世帯の保険料を法定で軽減した場合に、その軽減部分を県が4分の3、町が4分の1を補填するものです。

支援分は、軽減対象の一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を公費（国2分の1、県が4分の1、町が4分の1）で支援するものです。

○職員給与費等繰入金

人件費のほか、国保事務経費等が含まれます。

○出産育児一時金等繰入金

歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものです。

○財政安定化支援事業繰入金

主に高齢者が多いなど、市町村の責めによらない理由による国保財政への影響を勘案して算定した額を国が交付税措置で補助し、係る費用を繰り入れるものです。

○その他一般会計繰入金

保険料の額を算定する際、歳出の医療給付費等に対して、国庫や県費等の歳入を差し引いて足りない部分を保険料で賄いますが、収納できない保険料や、障害者の医療費助成等、町単独事業により国庫負担金が減額される額を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減するものです。

○基金繰入金

一般会計の財政状況も大変厳しいことから、国保財政の安定した運営を図るため、国保財政調整基金積立金を活用します。

10. 繰越金

前年度のからの繰越金です。

そのほか、歳入には、延滞金、第三者納付金、返納金、指定公費負担医療立替金等があります。

<歳 出>

1. 総務費

総務費の内容は、人件費などの国保運営事業事務経費のほか、国保連合会への負担金や共同電算委託料、賦課徴収費などが含まれています。

## 2. 保険給付費

医療機関において、被保険者が掛かった費用の内、自己負担分を除いた額を医療機関に支払うもので、歳出予算全体の約60%を占めています。

### ○療養諸費

療養給付費は、医療機関に現物給付される医療費で、外来、入院、歯科、調剤費用などがあります。

療養費は、はり・あんま・灸などの施術費やコルセットなどの補装具の代金です。

### ○高額療養費

高額療養費は、世帯ごとに決められた限度額を超えて被保険者が支払った医療費の一部を支給するものです。申請により支給しますが、町では月ごとに計算し、該当者に通知しています。

高額介護合算療養費は、医療保険分と介護保険の年間自己負担分の合計で判定し支給するものです。

### ○移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送された場合の費用補填を行うものです。

### ○出産育児諸費

出産した時に世帯主に支給するもので、支給額は1件42万円です。

### ○葬祭諸費

葬祭を行った者に支給するもので、支給額は1件5万円です。

## 3. 後期高齢者支援金等

老人保健制度に変わり創設された、後期高齢者医療制度への支払いです。介護納付金と同様に、全国平均の計算係数により支援金の額が算定されます。

## 4. 前期高齢者納付金等

各保険者の加入者のうち、65歳～74歳の前期高齢者の割合が全国平均より大きい保険者は交付金を受け、小さい保険者は納付金を払うこととなります。

交付金を受けていながら納付金を払うのは、過大な納付金になる保険者の、その過大になった部分を保険者全体で按分し納付するためです。

## 5. 老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年度から廃止となり、過誤調整等の精算分及び事務費分となっています。

## 6. 介護納付金

介護保険の財源として、40歳から64歳の被保険者数に応じて納付する介護保険制度に対する納付金です。

## 7. 共同事業拠出金

国保連合会が、事業主体となって実施している、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金です。

高額医療費拠出金は、1件80万円を超える医療費に対する再保険事業への拠出金です。国及び県でも市町村拠出金の4分の1に相当する額を負担します。

保険財政共同安定化事業は、1件80万円までの医療費に対する再保険事業への拠出金です。

## 8. 保健事業費

### ○保健衛生普及費

国保制度の周知のための費用で、広報資料、エイズパンフレット、ジェネリック薬品パンフレット等の購入費です。また、医療費通知を年4回、ジェネリック医療費差額通知を年2回送付しています。

### ○特定健康診査等事業費

生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するために実施する健康診査・保健指導の費用です。

## 9. 基金積立金

安定した国保事業運営のための財政調整基金への積立金です。

## 10. 公債費

一時的な資金不足となった場合に、金融機関から借入をする際の利息です。

## 11. 諸支出金

主に過年度の保険料還付金の費用になります。

指定公費負担医療立替金については、国が特例措置として自己負担額を1割としている70歳から74歳までの被保険者の療養費の差額を一時、町が負担する費用です。この財源は、指定公費負担医療立替交付金として交付されます。

## 12. 予備費

医療費等の歳出額は推計であり、急激な医療費高騰時等に備えるものです。



歳入

款		28年度予算額	27年度当初予算額	差額	増減割合
1	国民健康保険料	1,508,093,000円	1,535,575,000円	△27,482,000円	△1.79%
	一般	1,400,590,000円	1,410,899,000円	△10,309,000円	△0.73%
	現年度	1,323,690,000円	1,333,999,000円	△10,309,000円	△0.77%
	医療	885,842,000円	872,750,000円	13,092,000円	1.50%
	支援金	327,413,000円	347,514,000円	△20,101,000円	△5.78%
	介護	110,435,000円	113,735,000円	△3,300,000円	△2.90%
	滞納繰越分	76,900,000円	76,900,000円	0円	同額
	医療	49,600,000円	49,600,000円	0円	同額
	支援金	19,000,000円	19,000,000円	0円	同額
	介護	8,300,000円	8,300,000円	0円	同額
	退職	107,503,000円	124,676,000円	△17,173,000円	△13.77%
	現年度	104,903,000円	122,476,000円	△17,573,000円	△14.35%
	医療	67,955,000円	73,203,000円	△5,248,000円	△7.17%
	支援金	21,743,000円	24,006,000円	△2,263,000円	△9.43%
	介護	15,205,000円	25,267,000円	△10,062,000円	△39.82%
	滞納繰越分	2,600,000円	2,200,000円	400,000円	18.18%
	医療	1,400,000円	1,300,000円	100,000円	7.69%
	支援金	600,000円	500,000円	100,000円	20.00%
	介護	600,000円	400,000円	200,000円	50.00%
2	使用料及び手数料	3,000円	3,000円	0円	同額
3 国庫支出金	国庫負担金	976,459,000円	1,009,673,000円	△33,214,000円	△3.29%
	療養給付費等負担金	932,101,000円	973,096,000円	△40,995,000円	△4.21%
	高額医療費共同事業負担金	37,140,000円	29,537,000円	7,603,000円	25.74%
	特定健診・保健指導負担金	7,218,000円	7,040,000円	178,000円	2.53%
国庫補助金	財政調整交付金	43,081,000円	33,063,000円	10,018,000円	30.30%
	普通調整交付金	42,989,000円	32,537,000円	10,452,000円	32.12%
	特別調整交付金	92,000円	526,000円	△434,000円	△82.51%
4	療養給付費等交付金	107,677,000円	226,717,000円	△119,040,000円	△52.51%
5	前期高齢者交付金	1,585,908,000円	1,490,813,000円	95,095,000円	6.38%
6 県支出金	県負担金	44,358,000円	36,577,000円	7,781,000円	21.27%
	高額医療費共同事業負担金	37,140,000円	29,537,000円	7,603,000円	25.74%
	特定健診等負担金	7,218,000円	7,040,000円	178,000円	2.53%
	県補助金	244,731,000円	280,504,000円	△35,773,000円	△12.75%
	都道府県財政調整交付金	244,731,000円	280,504,000円	△35,773,000円	△12.75%
	普通調整交付金	158,123,000円	186,662,000円	△28,539,000円	△15.29%
特別調整交付金	86,608,000円	93,842,000円	△7,234,000円	△7.71%	
7	共同事業交付金	1,324,317,000円	1,222,939,000円	101,378,000円	8.29%
	高額医療費共同事業交付金	136,676,000円	108,698,000円	27,978,000円	25.74%
	保険財政共同安定化交付金	1,187,641,000円	1,114,241,000円	73,400,000円	6.59%
8	財産収入	10,000円	10,000円	0円	同額
9 繰入金	他会計繰入金	678,569,000円	720,028,000円	△41,459,000円	△5.76%
	一般会計繰入金	528,569,000円	520,028,000円	8,541,000円	1.64%
	保健基盤安定繰入金	269,435,000円	250,149,000円	19,286,000円	7.71%
	軽減分	177,437,000円	163,439,000円	13,998,000円	8.56%
	支援分	91,998,000円	86,710,000円	5,288,000円	6.10%
	職員給与費	90,797,000円	94,619,000円	△3,822,000円	△4.04%
	出産一時金	20,440,000円	21,000,000円	△560,000円	△2.67%
	財政安定化	12,595,000円	16,988,000円	△4,393,000円	△25.86%
	その他繰入	135,302,000円	137,272,000円	△1,970,000円	△1.44%
	基金繰入金	150,000,000円	200,000,000円	△50,000,000円	△25.00%
10	繰越金	20,000,000円	20,000,000円	0円	同額
11 諸収入	延滞金及び過料	4,000,000円	5,000,000円	△1,000,000円	△20.00%
	延滞金	4,000,000円	5,000,000円	△1,000,000円	△20.00%
	預金利子	0円	1,000円	△1,000円	△100.00%
	預金利子	0円	1,000円	△1,000円	△100.00%
	雑入	2,013,000円	2,013,000円	0円	同額
	雑入	2,013,000円	2,013,000円	0円	同額
	一般第三者納付金	2,000,000円	2,000,000円	0円	同額
	退職第三者納付金	1,000円	1,000円	0円	同額
	一般返納金	10,000円	10,000円	0円	同額
	退職返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
	老健拠出金返還金	1,000円	1,000円	0円	同額
指定公費負担医療立替交付金	233,000円	180,000円	53,000円	29.44%	
歳入合計	6,539,452,000円	6,583,096,000円	△43,644,000円	△0.66%	

歳出

款		28年度予算額	27年度当初予算額	差額	増減割合
1	総務費	90,865,000円	94,877,000円	△4,012,000円	△4.23%
	総務管理費	74,735,000円	76,991,000円	△2,256,000円	△2.93%
	職員給与費	65,419,000円	61,387,000円	4,032,000円	6.57%
	国保運営事業	3,748,000円	9,761,000円	△6,013,000円	△61.60%
	診療報酬共同電算委託	5,230,000円	5,488,000円	△258,000円	△4.70%
	連合会負担金	338,000円	355,000円	△17,000円	△4.79%
	徴収費	15,840,000円	17,596,000円	△1,756,000円	△9.98%
	運営協議会費	290,000円	290,000円	0円	同額
2	保険給付費	4,043,016,000円	4,113,614,000円	△70,598,000円	△1.72%
	療養諸費	3,553,465,000円	3,624,264,000円	△70,799,000円	△1.95%
	一般療養給付費	3,375,496,000円	3,383,676,000円	△8,180,000円	△0.24%
	退職療養給付費	109,655,000円	183,760,000円	△74,105,000円	△40.33%
	一般療養費	52,370,000円	43,480,000円	8,890,000円	20.45%
	退職療養費	2,048,000円	1,614,000円	434,000円	26.89%
	審査支払手数料	13,896,000円	11,734,000円	2,162,000円	18.43%
	高額療養費	453,873,000円	452,832,000円	1,041,000円	0.23%
	一般高額療養費	434,914,000円	428,635,000円	6,279,000円	1.46%
	退職高額療養費	17,759,000円	22,997,000円	△5,238,000円	△22.78%
	一般高額介護合算療養費	1,000,000円	1,000,000円	0円	同額
	退職高額介護合算療養費	200,000円	200,000円	0円	同額
	移送費	2,000円	2,000円	0円	同額
	一般移送費	1,000円	1,000円	0円	同額
	退職移送費	1,000円	1,000円	0円	同額
	出産育児諸費	30,676,000円	31,516,000円	△840,000円	△2.67%
	葬祭諸費	5,000,000円	5,000,000円	0円	同額
3	後期高齢者支援金等	696,828,000円	751,972,000円	△55,144,000円	△7.33%
	後期高齢者支援金	696,776,000円	751,922,000円	△55,146,000円	△7.33%
	事務費拠出金	47,000円	50,000円	△3,000円	△6.00%
	病床転換支援金(事務費含む)	5,000円	0円	5,000円	新規
4	前期高齢者納付金等	408,000円	409,000円	△1,000円	△0.24%
	前期高齢者納付金	358,000円	357,000円	1,000円	0.28%
	前期高齢者関係事務費拠出金	50,000円	52,000円	△2,000円	△3.85%
5	老人保健拠出金	31,000円	31,000円	0円	同額
	老健医療費拠出金	1,000円	1,000円	0円	同額
	老健事務費拠出金	30,000円	30,000円	0円	同額
6	介護納付金	251,810,000円	274,270,000円	△22,460,000円	△8.19%
7	共同事業拠出金	1,398,713,000円	1,291,040,000円	107,673,000円	8.34%
	高額医療費拠出金	148,561,000円	118,150,000円	30,411,000円	25.74%
	その他共同事業拠出金(年金)	3,000円	3,000円	0円	同額
	保険財政共同安定化事業拠出金	1,250,149,000円	1,172,887,000円	77,262,000円	6.59%
8	保健事業費	1,295,000円	1,293,000円	2,000円	0.15%
	保健衛生普及費	1,295,000円	1,293,000円	2,000円	0.15%
	制度広報	117,000円	115,000円	2,000円	1.74%
	医療費通知	1,178,000円	1,178,000円	0円	同額
	特定健康診査等事業費	41,569,000円	40,826,000円	743,000円	1.82%
	特定健康診査等事業費	41,569,000円	40,826,000円	743,000円	1.82%
	特定健康診査事業費	40,767,000円	40,607,000円	160,000円	0.39%
	保健指導事業費	802,000円	219,000円	583,000円	266.21%
9	基金積立金	10,000円	10,000円	0円	同額
10	公債費(借入金利息)	300,000円	300,000円	0円	同額
11	諸支出金	4,607,000円	4,454,000円	153,000円	3.44%
	償還金及び還付加算金	4,374,000円	4,274,000円	100,000円	2.34%
	一般還付金	4,120,000円	4,020,000円	100,000円	2.49%
	退職還付金	252,000円	252,000円	0円	同額
	療給負担金返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
	療養交付金返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
	指定公費負担医療立替金	233,000円	180,000円	53,000円	29.44%
	指定公費負担医療立替金	233,000円	180,000円	53,000円	29.44%
12	予備費	10,000,000円	10,000,000円	0円	同額
	歳出合計	6,539,452,000円	6,583,096,000円	△43,644,000円	△0.66%

歳入合計	6,539,452,000円
歳出合計	6,539,452,000円
差し引き	0円

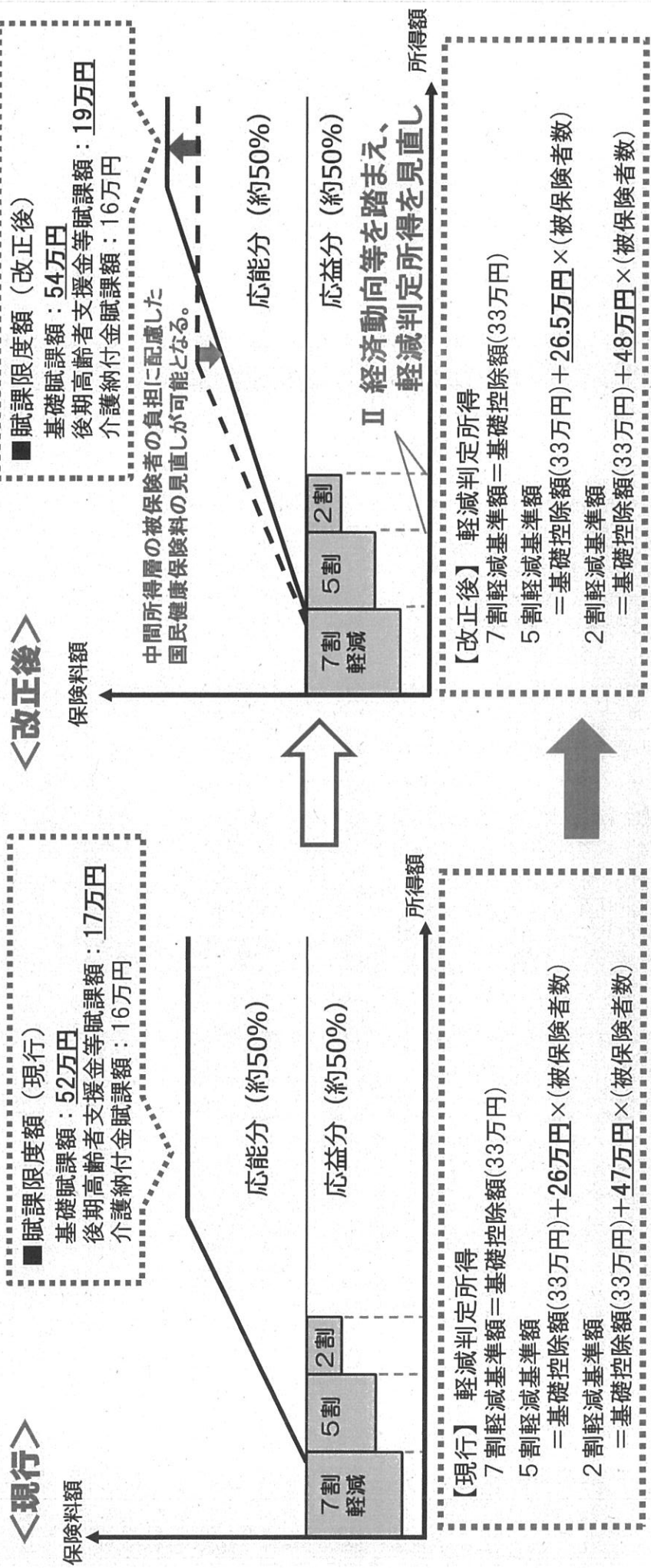
# 国民健康保険料の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し

## 1. 改正の概要

- I 国民健康保険料の賦課限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、見直しを行う。

※ 国民健康保険税についても平成28年度税制改正において同様の改正を予定。

## 2. 改正の内容



## 平成27年度国民健康保険料の不納欠損の報告について

国民健康保険料は、世帯の加入者数と所得状況により計算されるため、全ての加入世帯に賦課が発生します。加入者は、自営業者のほか、年金生活者や無職の人も多く、保険料の納付が滞る人もいます。

国民健康保険料の時効(徴収権の消滅)は2年であり、資力のない滞納者には滞納処分もできません。

そこで、調査の結果、資力なしと判断した場合は、生活困窮による執行停止とし、時効となった期別を不納欠損しました。

今年度の不納欠損は、下記のとおりです。

欠損額	25,001,331円
世帯数	315世帯

## 収納率を上げるための取り組み

- 電話催告
- 口座勧奨
- 休日納付相談窓口…原則毎月最終日曜日に実施
- 資格証明書、短期被保険者証の交付  
…「寒川町国民健康保険料滞納者の被保険者証等の取扱に関する要綱」による
- 滞納処分の実施…給与、預金、生命保険等の差押え
- 収納対策課への移管事務  
…「寒川町徴収及び公課に係る徴収事務一元化に関する規程」による

国民健康保険料 不納欠損  
理由別世帯数、欠損額の推移

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額
生活困窮	915	106,044,747	1,046	150,316,554	651	61,482,756	487	41,266,359	372	31,434,281	270	21,490,666
居所不明	31	1,971,410	25	2,825,922	60	5,692,890						
職権消除	73	6,270,388	65	5,732,010	45	5,173,683	42	4,240,480	31	1,552,100	27	2,220,775
死亡	32	3,676,650	29	4,351,840	18	1,517,940	5	392,550	10	681,161	14	1,059,820
その他	4	226,110	4	367,050	2	151,380	3	165,780	1	210,320	4	230,070
計	1,055	118,189,305	1,169	163,593,376	776	74,018,649	537	46,065,169	414	33,877,862	315	25,001,331
現年収納率	90.68%		92.22%		92.57%		92.87%		93.34%			
滞納収納率	11.04%		24.39%		25.17%		27.85%		27.84%			
全体収納率	75.28%		80.82%		82.50%		83.28%		83.60%			